

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度 (令和 5 年度一部改定)
計画主体	会津美里町

会津美里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 会津美里町 産業振興課
所在地 福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1
電話番号 0242-55-1191
FAX 番号 0242-55-1199
メールアドレス sangyo@town.aizumisato.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	会津美里町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	令和2年度		
	品目	被害面積 a (アール)	被害の実績 (千円)
ツキノワグマ	果樹	20.88	238
	桃	0.15	11
	プラム	0.26	5
	葡萄	0.09	7
	その他	20.38	215
	野菜	0.25	3
	トウモロコシ	0.19	1
	その他	0.06	2
	稲	0	0
	水稻	0	0
いも類	0	0	
馬鈴薯	0	0	
	計	21.13	241
イノシシ	稲	70	508
	水稻	45	508
	雑穀	25	31
	そば	25	31
麦類	20	10	
小麦	20	10	

	野菜 タケノコ	0.06 0.06	2 2
	計	90.06	551
ニホンジカ	雑穀 そば	20 20	25 25
	計	20	25
ニホンザル	稲 水稻	0 0	0 0
	計	0	0
カラス	稲 水稻	0 0	0 0
	計	0	0
カワウ	アユ・ヤマメ	600(kg)	950
	計	600(kg)	950
農作物被害		131.19	817
水産物被害		600(kg)	950

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ

町内の平坦部を除く町内全域に生息しており、6月頃からとうもろこしやすいか等の野菜の被害が発生し、その後、もも、ぶどう、かき等の被害が11月頃まで発生する。

特に、山間部の集落等、ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域で出没が多くみられ、また、河川敷等の藪を利用し、山林から離れた平坦部の集落への出没もみられる。近年では耕作放棄地にある放任果樹(主に柿)や集落周辺の放任果樹(主に柿)が誘引物となり、それを求めて出没するケースが増加している。

また、山間部では山菜を採取するために入山しツキノワグマに襲われる事故が発生している(令和3年度においては1件の人身被害が発生)。

②イノシシ

平成 19 年度にイノシシによる被害が確認されて以降、平成 28 年度には町内全域の山間部においてイノシシの目撃や被害が確認され、令和 2 年度には山林から離れた平坦部の集落にまで出没してしまう状況になった。年々個体数は増加傾向である。

被害は 3 月下旬から 11 月にかけて畦畔、農地及び農道等に掘り返しが発生し、農作物にも被害を与えている状況である。

主な農作物被害は、稲や麦類のほ場において踏み倒しが発生し、いも類のほ場では掘り起こしが発生している。

③ニホンジカ ニホンジカによる被害は山間部の田畑で確認されている。

被害時期は主に 6 月～7 月にかけて多く、水稻被害、森林環境への被害が確認されている。

従来生息していなかったが、平成 26 年に町内で初めて確認されてから年々目撃情報及び被害情報は多くなってきており、今後個体数の増加や生息域の拡大が進めばさらなる被害が懸念される。

④ニホンザル 前計画時には、本郷、高田地区を中心に目撃情報が寄せられていたが、ここ数年目撃情報が寄せられていない状況にある。ニホンザルの生息域・生息数を調査していくことが必要である。

⑤カラス カラスによる被害は町内全域で確認されており、高田や新鶴地域で野菜や果樹の食害が発生しており、特にカラスの被害対策をしていない家庭菜園及び自家消費の果樹の被害が多く発生している。

⑥カワウ 町内には生息地(コロニー)はないが、被害は阿賀川及びその支流の宮川等を中心に発生している。

4 月下旬から 9 月下旬にかけて発生しており、特に会津非出資漁業協同組合が放流したアユ・ヤマメ等の食害が多いと推測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 6 年度)
農作物被害額		
① ツキノワグマ	241 千円	193 千円
② イノシシ	551 千円	440 千円
③ ニホンジカ	25 千円	20 千円
④ ニホンザル	0 千円	0 千円
⑤ カラス	0 千円	0 千円
	計 817 千円	計 653 千円

農作物被害面積		
① ツキノワグマ	21.13 a	1.06 a
② イノシシ	90.06 a	72.05 a
③ ニホンジカ	20 a	16 a
④ ニホンザル	0 a	0 a
⑤ カラス	0 a	0 a
	計 131.19 a	計 89.11 a
水産物被害額		
① カワウ	950 千円	855 千円
	計 950 千円	計 855 千円
水産物被害量		
① カワウ	600kg	540kg
	計 600 kg	計 540kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津美里町鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害捕獲を実施している。 ・ 捕獲方法 ツキノワグマ：箱ワナ、銃器 イノシシ：箱ワナ、くくりワナ、銃器 ニホンジカ：くくりワナ、銃器 カラス：銃器 カワウ：銃器 ・ 捕獲技術向上のため、実射研修会に参加。 ・ 狩猟免許取得者の増加を目的に免許取得に係る費用を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲だけでは被害を防ぐことはできないため、防除対策と並行して捕獲活動を行う必要がある。 ・ イノシシ及びニホンジカの捕獲率向上のための捕獲技術研修会等を実施していく必要がある。 ・ 今後、被害が懸念されるニホンザルに対する知見が不足している。 ・ カラス、カワウについては、銃器による捕獲を実施しているが、捕獲数が少なく、効果が薄い。 ・ 実施隊員の高齢化に伴う担い手不足が懸念される。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町単独補助金により、電気柵の設置に対して助成。 ・ 各農家及び漁協において、侵入防止柵の設置。 ・ 各農家及び漁協において、鳥獣追払い用火火やロケット花火等を使用した追払いの実施。 ※町で鳥獣追払い用火火を無料配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの出没が多発している集落に電気柵が設置されていない状況がある。 ・ 過去設置した侵入防止柵（電気柵）について、適切な管理を行っていない箇所が見られる（下草刈りを行っていない、柵の高さが低い等）。 ・ 追払い花火等を使用して追払いを実施しているが、鳥獣に馴れが生じており、効果が薄い。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に対し、有害鳥獣防除に関する知識の普及を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の生息調査が行われていないことから地区に適した防除策を具体的に提案することが困難である。 また、生息調査等を専門的に実施できる専門員がいない。

(5) 今後の取組方針

会津美里町鳥獣被害対策実施隊と連携し、効率的な捕獲方法に関する調査及び研修会を実施し、捕獲体制の強化及び隊員の技術向上を図る。イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルに関する知見は不足していることから、先進事例等の情報収集を行いながら、捕獲隊員の知識向上と技術の習得に努める。

特にイノシシについては農作物被害の増加が予想されることから、有害捕獲や狩猟による捕獲圧を高め、個体数を調整していく。

捕獲隊員の高齢化により、捕獲隊員の確保が困難になっている為、地域住民に対し、狩猟に関する広報活動や狩猟免許の取得に関する支援等を行い捕獲の担い手の育成に取り組む。また、実施隊への負担を軽減するべく ICT 機器（巡回補助等）を導入していく。

捕獲以外の被害対策は、地域住民と連携しながら、緩衝帯整備などの生息環境管理、侵入防止柵設置などの被害防除、追い払い等の集落ぐるみで取り組む鳥獣被害の防除対策を総合的に取り組む。また、鳥獣の生息調査を行いハザードマップのような出没箇所をまとめた見える化マップ及び対策マニュアルの作成をする。

ニホンザルにおいては、定着を防ぐ前に適切な追い払いを実施し、合わせて生息状況及び被害状況の把握を行い、被害予防に努める。

カワウについては、生態の把握を行いながら、花火による追い払いによる防除をさらに強化し、被害の軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

会津美里町鳥獣被害対策実施隊は、福島県猟友会美里支部からの推薦を受け、会津美里町長が隊員を任命し組織している。

捕獲については、会津美里町と実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none">・ ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。・ 捕獲機材の導入。・ 新規狩猟免許取得者への取得経費補助支援。・ 狩猟免許所持者への更新補助。・ 捕獲実施隊への技能向上研修。
令和5年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣被害対策専門員等による生息状況調査及び調査に基づく捕獲の実施。・ ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。・ 捕獲機材の導入。・ 新規狩猟免許取得者への取得経費補助支援。・ 狩猟免許所持者への更新補助。・ 近年の捕獲実績や被害状況等により、対象鳥獣の生息状況調査を行う。・ 実施隊への技能向上研修・ 緩衝帯の刈払い等の環境整備。・ 必要に応じてニホンジカ、ニホンザル用の捕獲機材を導入。

令和6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 機器等の先進技術を用いた捕獲の実施。 ・ 捕獲機材の導入。 ・ 鳥獣被害対策の見直しと新たな取り組みについての検討 ・ 新規狩猟免許所得者への所得経費補助支援。 ・ 狩猟免許所持者への更新補助。 ・ 近年の捕獲実績や被害状況等により、対象鳥獣の生息状況調査を行う。 ・ 捕獲実施隊への技能向上研修・出没箇所見える化マップの作成。及び対応マニュアルの作成。 ・ 鳥獣被害対策の見直しと新たな取り組みについての検討。
-------	--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>福島県第12次鳥獣保護管理計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ	<p>福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画) 過去5年間の有害捕獲実績の平均値(15頭)に基づき、捕獲目安頭数は各年度15頭程度とする。</p> <p>※個体数調整対象種ではないため「計画」ではなく「目安」と表記した。</p>		
イノシシ	<p>福島県第12次鳥獣保護管理事業計画。(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県イノシシ管理計画の基準による。</p> <p>過去5年間の有害捕獲実績の平均値(17.8頭)に基づき、捕獲計画頭数は各年度18頭程度とする。</p>		

ニホンジカ	福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画。(福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。
ニホンザル	福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画。(福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県ニホンザル管理計画の基準による。
カラス	福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画。(福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)の基準による。
カワウ	福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画。(福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)及び福島県カワウ管理計画の基準による。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法について、ツキノワグマにおいては、箱ワナ及び銃器による捕獲を行う。イノシシ、ニホンジカについては、箱ワナ、くくりわな及び銃器による捕獲を行う。カラス、カワウについては、銃器による捕獲を行う。</p> <p>なお、捕獲活動は4月～11月に重点的に行い、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ワナや散弾銃(スラッグ弾)での捕獲が困難であり、且つ周辺的安全が確保され、捕獲に最も有効な手段であると判断できる場合において、その使用を許可するものとする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
会津美里町全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度

ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	町単独補助による 設置助成。 電気柵 8,000m	町単独補助による 設置助成。 電気柵 9,000m	町単独補助による 設置助成。 電気柵 10,000m
----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・ 侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・ 町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・ 侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・ 町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が中心となり電気柵周辺の草刈り、ツルや倒木等の接触を確認するため巡回し侵入防止柵の管理を行う。 ・ 侵入防止柵に対する理解を高めるため、地域住民に対し町が適切な侵入防止柵設置管理に関する指導を行う。 ・ 町単独補助事業で侵入防止柵設置に助成。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

<p>令和4年度</p>	<p>ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・ 地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・ 集落に対する追払い用火火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・ 実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・ 県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・ 上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。
<p>令和5年度</p>	<p>ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・ 地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・ 集落に対する追払い用火火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・ 実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・ 県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・ 上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。

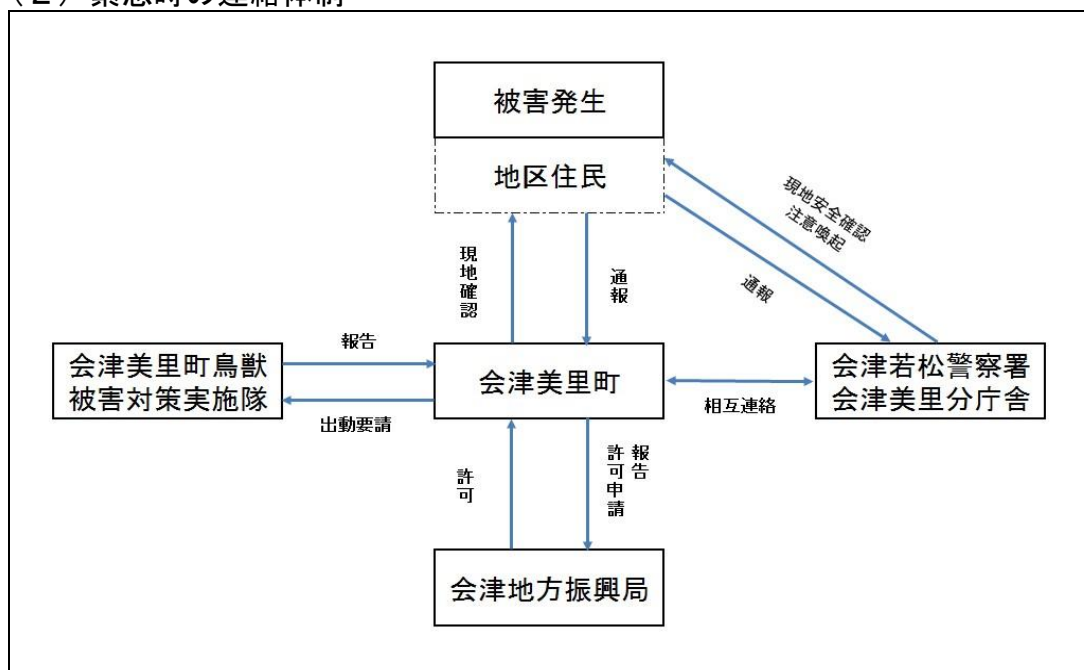
令和6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報の収集及び被害の実態調査、マッピングによる被害箇所の可視化。 ・ 地域住民の対策意識の向上を目的とし、学習会や検討会及び集落環境診断等を開催。住民が主体となり、計画的・組織的に対策を実施できるよう支援する。 ・ 集落に対する追払い用火火の提供や適切な追払い方法の指導を通して、地域住民による効率的な追払い活動の推進を図る。 ・ 実施隊員に対する被害対策についての講習会等を実施し、捕獲以外の対策に関する知識及び技術の向上を図る。 ・ 県の支援事業等を活用しながら未利用果樹の伐採及び緩衝帯の設置を行い、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・ 出没箇所見える化マップの配布及び対応マニュアルの配布。 ・ 上記の対策を複合的に実施することにより、地域住民による主体的な被害対策を推進、支援し、鳥獣に負けない安心で安全な地域づくりを行っていく。
-------	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
会津美里町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲許可申請を行う。緊急の場合は、一部権限委譲に基づき捕獲許可を出す。
会津美里町鳥獣被害対策実施隊	銃器、ワナによる捕獲を実施。
会津若松警察署会津美里分庁舎	住民への注意喚起、緊急時における発砲許可の指示。
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	町に対する捕獲許可、助言等。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本町全域に、国からの出荷制限指示が出されており、自家消費の自粛が呼びかけられている状況から、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品・ペットフードとしての利用は困難である。
ペットフード	
皮革	様々なニーズを把握し、有効活用に向けた調査及び研究を進め、インテリアや装飾品等への活用を図る。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊として鳥獣の専門員を配置。
3年間の経験を経て、有害鳥獣防除だけではなく捕獲した鳥獣を有効活用できるような事業の創出を目指している。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津美里町鳥獣被害防止対策協議会(仮称)
構成機関の名称	役割
会津美里町	鳥獣被害防止計画の策定及び協議会に関する連絡、調整
会津美里町鳥獣被害実施隊	被害防止対策の実施・指導、有害鳥獣の捕獲
福島県猟友会美里支部	捕獲隊員の推薦、猟友会会員の増員
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言指導と情報提供
会津よつば農業協同組合(美里営農経済センター)	農作物被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導
有限会社川島林業	野生鳥獣と人の共生の立場から森林整備に関する情報提供
栗城林業株式会社	野生鳥獣と人の共生の立場から森林整備に関する情報提供
会津非出資漁業協同組合	カワウ被害把握および防止対策に関する助言・指導等
会津美里町自治区長連絡協議会	被害状況の情報提供・被害対策の協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 27 年 4 月に会津美里町鳥獣被害対策実施隊を組織。
福島県猟友会美里支部から推薦される者(定員 30 名)及び鳥獣被害対策業務
を担当する職員を町長が会津美里町鳥獣被害対策実施隊員として任命す
る。そのうち狩猟免許を所持するものは、対象鳥獣捕獲員として従事す
る。

・組織

実施隊員を統括する実施隊長 1 名
実施隊長を補佐する実施副隊長 2 名
事務局 会津美里町産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣の保護管理及び被害対策等を担う専門的知識・技術を有する職員の育
成・確保を図るとともに、そのような職員の適切な配置に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--